

喜多方市総合計画の見直し（計画期間の延長）について

1 総合計画とは

「市の最上位計画」

計画的に市政運営を行っていくための指針。

【基本構想】

基本構想は、本市が目指す将来像を定め、その実現に向けた施策の基本方向を示したもの。

将来の都市像『力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち』

施策の基本方向

- 大綱1・・・「地域の特性を生かした力強い産業づくり」
- 大綱2・・・「地域を支え未来を拓く人づくり」
- 大綱3・・・「安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり」
- 大綱4・・・「自然との共生と元気なふるさとづくり」

【基本計画】

基本計画は、基本構想に基づき、各分野で実施していく施策を体系的に定め、具体的な内容を示したもの。

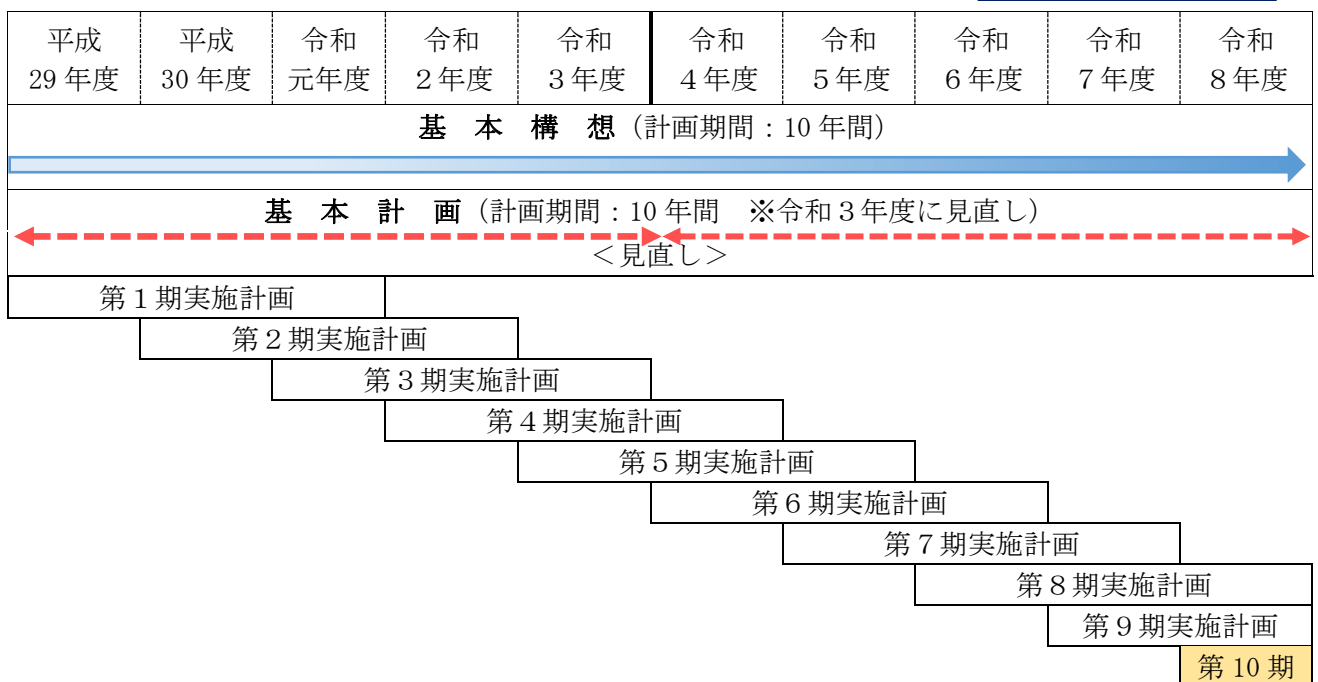
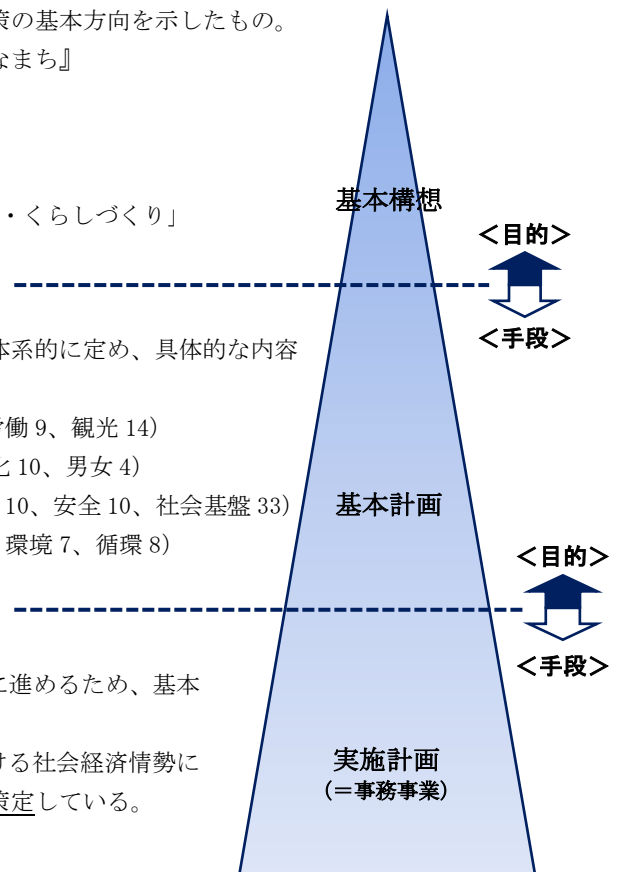
- 大綱1⇒5分野 66 施策（農林業 21、商業 8、工業 14、雇用・労働 9、観光 14）
  - 大綱2⇒4分野 54 施策（学校教育 28、生涯学習 12、歴史・文化 10、男女 4）
  - 大綱3⇒5分野 100 施策（子ども 19、保・医・介・福 28、防災 10、安全 10、社会基盤 33）
  - 大綱4⇒5分野 33 施策（協働 8、移住・定住 5、連携・交流 5、環境 7、循環 8）
- 計画の実現に向けて⇒10 施策

【実施計画】

実施計画は、基本構想・基本計画に基づいたまちづくりを着実に進めるため、基本計画で定めた各施策の展開に必要な事務事業を示したもの。

当該計画は、3ヵ年を計画期間としているが、絶えず変化を続ける社会経済情勢に迅速に対応するため、毎年度見直しを行うローリング方式により策定している。

《総合計画体系のイメージ》



## 2 総合計画の見直し（計画期間の延長）について

現行の総合計画は、平成29年度から令和8年度の10年間を計画期間とし、「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」を将来の都市像に掲げて、「協働によるまちづくり」、「だれもが輝くまちづくり」、「地域特性を生かしたまちづくり」、「交流と連携によるまちづくり」を基本的な考え方として各種施策を展開してきました。

また、総合計画策定から5年が経過した令和3年度には、新型コロナウイルス感染症の流行などの社会経済情勢の変化を踏まえ、総合計画（基本計画）の中間見直しを行ったところです。

市の最上位計画である総合計画は、今後のまちづくりの指針や重要な政策判断、予算編成の方針等となるものであり、次期計画策定に向け準備を進めてきたところですが、現在、「財政健全化プラン」に取り組む中で、まずは将来にわたり安定的かつ持続可能な財政運営に向け取り組むべきとの考えから、現行の総合計画の計画期間を令和9年度まで1年延長し、次期計画の開始時期を令和10年度からとしたいとするものです。

### ① 基本構想

⇒ 計画期間のみを変更(1年延長)する。

・基本構想は、将来都市像やまちづくりの理念、まちづくりの基本目標など、まちづくりの方向性を示したものであり、その方向性が大きく変わるものではない。

### ② 基本計画

⇒ 基本構想の変更を踏まえ、計画期間の延長と必要な見直しを行う。

・基本計画は、基本構想を実現するための施策を示すとともに、その達成度を評価するための指標を定めるものであり、計画期間の延長と令和9年度の目標値を設定する。

### ③ 実施計画

⇒ 基本計画の変更を踏まえ、施策を推進するための事業を示すこととする。

・実施計画は、基本計画で定めた施策を推進するための事業を示すものであり、毎年、ローリング方式で見直しを実施しているものであるが、基本計画の見直しを踏まえ、実施計画を策定する。

## ★総合計画の見直し（計画期間の延長）イメージ

